

釜石市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 3 月

釜 石 市

目次

I. はじめに	1
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	5
II - 5. 対策推進のための役割分担	6
II - 6. 行動計画の主要6項目	8
1 実施体制	9
2 情報収集・情報提供・共有	10
3 まん延防止	11
4 予防接種	11
5 医療	12
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	13
II - 7. 発生段階	13
III. 各段階における対策	15
未発生期	16
1 実施体制	16
2 情報収集・情報提供・共有	16
3 まん延防止	16
4 予防接種	17
5 医療	17
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	17
海外発生期	19
1 実施体制	19
2 情報収集・情報提供・共有	19
3 まん延防止	19
4 予防接種	20
5 医療	20
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	20
国内発生早期	21
1 実施体制	21
2 情報収集・情報提供・共有	21
3 まん延防止	22
4 予防接種	22
5 医療	22
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	22

国内感染期	24
1 実施体制	24
2 情報収集・情報提供・共有	24
3 まん延防止	24
4 予防接種	25
5 医療	25
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	25
小康期	27
1 実施体制	27
2 情報収集・情報提供・共有	27
3 まん延防止	27
4 予防接種	27
5 医療	27
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	28
参考資料	29
用語解説	30

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ※は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス（※用語解説参照、以下同じ。）とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック※）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性※が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症※が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関※、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組の経緯

国では、平成17年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数字の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）※がメキシコで確認され、世界的な大流行となったが、我が国ではこの対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性※が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これを踏まえ、国は、新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年5月に、病原性※が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症※も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

そして、平成25年6月には、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を作成するに至った。

岩手県においては、特措法第7条及び政府行動計画に基づき、平成25年12月に「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定した。

3. 釜石市行動計画の作成

釜石市では、この度、政府行動計画と県行動計画の策定を受けて、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、「釜石市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等の対策に関し、総合的な推進に関する事項、市が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体やその他の関係機関との連携に関する事項等を定めるものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、県行動計画の対象とするものと同様であり、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症※で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ※（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、県行動計画の「国内外で鳥インフルエンザ※が人で発生した場合等の対策（参考）」において、市の関係部局は岩手県と連携し、情報提供・共有、予防・まん延防止に取り組むものとする。

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行い、また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難である。また、感染性の強い新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供が円滑に行うことができない事態が想定される。

そのため、市は、新型インフルエンザ等対策を地域における危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

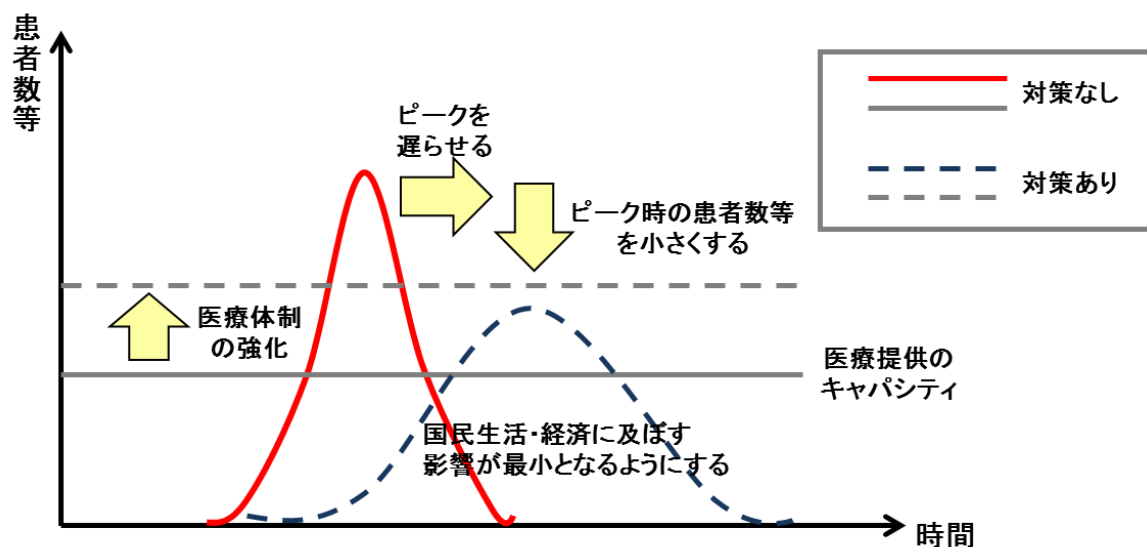
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、必要な患者が適切な医療が受けられるようにする。
- 適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<施策の効果 概念図>



II-2 . 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミック※の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。（具体的な対策については、Ⅲ. において、発生段階ごとに記載する。）

- 発生前の段階では、市民に対する啓発や事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、国や県の状況を確認しながら、対策を進めるための体制に切り替える。
- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、適切な対策へと切り替える。
- 県内の発生当初の段階では、県と連携して、感染拡大のスピードをできる限り抑える対策を講ずる。
- 県内で感染が拡大した段階では、県等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。
したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。
- 状況によっては、地域の実情等に応じて、県等と連携して、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫をする。
- 市は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体であり、国が示す接種の優先順位を踏まえ、全市民が速やかに接種できるように、県及び関係医療機関等の連携協力による接種体制を構築する。
- 市は、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢者や障がい等の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届くよう、関係機関や関係団体等と連携を図り対策を講ずる。

Ⅱ - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、県行動計画、市行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症※が発生したとしても、病原性※の程度や抗インフルエンザウイルス薬※等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長（市長）は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、特に必要があると認める場合には、岩手県対策本部長（県知事）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4. 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、公表する。

Ⅱ - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ※（H5N1）等に由来する病原性※の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率※となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現したウイルスの病原性※や感染力の強さにより左右されるものである。

国の行動計画における全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、市の医療機関を受診する患者数は、約1万1千人～約2万人の推計となる。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬※等による介入の影響（効果）、現在の医療体制や衛生状況等を一切考慮していない。

		重度	中等度
受診者数	全国	2,500万人	1,300万人
	岩手県	25万4千人	13万2千人
	釜石市	7,684人	3,990人
入院患者数	全国	200万人	53万人
	岩手県	20,000人	5,400人
	釜石市	615人	154人
死亡者数	全国	64万人	17万人
	岩手県	6,500人	1,700人
	釜石市	154人	41人
1日あたり 最大入院患者数	全国	39万9千人	10万1千人
	岩手県	4,060人	1,030人
	釜石市	117人	29人

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

想定流行規模での社会・経済的な影響としては、流行段階や業態により異なるが、一つの例として、市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。

また、従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、その家族のり患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

さらに、市民生活においては、学校や保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等で社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足する恐れもあり、あらゆる面で様々な影響が出ることを予想される。

II - 5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速

に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関※が実施する新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2. 地方公共団体の役割

【県】

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等の対策を決定し的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進する。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に対応を行う。

【市】

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、以下の新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進する。

また、市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民生活の支援、新型インフルエンザ等の発生時における要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等の患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関※は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者※

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要とされている。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めることとされている。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等に関する情報を得て、感染拡大を抑えるために、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがいなど、個人レベルでの感染対策に努める。

II - 6. 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策として、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集・情報提供・共有」、「(3) まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の主要6項目からなる。

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性※が高く、感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、地域全体の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は、新型インフルエンザ等が発生する前から各関係部局等と連携を図り、横断的な会議の開催等を通じて、事前準備の進捗状況を確認し、庁内一体となり、総合的かつ効果的な対策を推進する。

また、市は、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、情報交換、連携体制を確認し、県等が行う訓練の実施に協力する。

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延に至り、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、国が、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を出した以降は、市対策本部を立ち上げて必要な措置を講ずる。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする釜石市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、また、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聞きながら、必要な対策を行う。

〈釜石市新型インフルエンザ等対策 実施体制〉

釜石市新型インフルエンザ等対策本部

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、消防長

本部長：危機管理監、総務企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、復興推進本部復興建設技監、水道事業所長、教育次長

- 【本部の所掌事務】
- ・ 新型インフルエンザ等の情報収集に関すること
 - ・ 新型インフルエンザ等に対する必要な対策に関すること
 - ・ 上記のほか目的達成に必要な事項に関すること

指示



報告

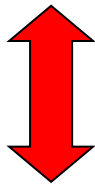


釜石市新型インフルエンザ等対策連絡会議

会長：保健福祉部長 副会長：危機管理監

構成員：各関係課等の長

- 【連絡会議の所掌事務】
- ・ 新型インフルエンザ等の情報収集に関すること
 - ・ 新型インフルエンザ等に対する必要な対策に関すること
 - ・ その他必要な事項に関すること



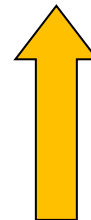
相互連携（情報共有）

専門的意見の聴取等

指示



報告



【関係機関】

釜石市医師会
岩手県釜石保健所
釜石大槌地区行政事務組合 等

釜石市新型インフルエンザ等 対策実務担当者会議【対策班】

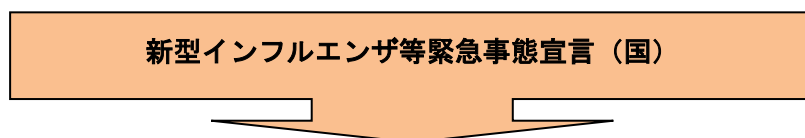
構成員：連絡会議構成課等の職員より選任

【担当者会議の所掌事務】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実務に関すること

【釜石市新型インフルエンザ等対策本部事務局】 保健福祉部健康推進課

〈各発生段階における庁内対策組織〉



国の発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期	
			地域未発生期	地域発生期早期	地域感染期			
庁内対策組織		(任意設置)	釜石市新型インフルエンザ等対策本部					
釜石市新型インフルエンザ等対策連絡会議								

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報収集・情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、県等と連携し、役割を認識し、十分な情報収集を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、関係機関との緊密な連携を図る。

(2) 情報収集・情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

市対策本部に広報責任者を配置し、適時適切に情報を共有する。

なお、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう市対策本部が調整する。

(3) 情報提供手段の確保

市民は、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられることから、高齢者、障がい者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供を行うため各種媒体を活用する。

(4) 市民等への情報提供

(ア) 発生時の危機に対応する情報提供のほか、予防的対策として、発生前においても、市は新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関や事業者等に情報提供する。

特に児童及び生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、市教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生に関する情報提供に努める。

(イ) 市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ及び新聞等のマスメディアの役割が重要であり、協力を求めることが必要である。

提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分に配慮して伝えることが重要であり、誤った情報が出た場合には、風評被害を考慮した広報活動をしていくことも重要である。

新型インフルエンザ等には、誰しも感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から共通認識の確立に努める。

3 まん延防止

(1) まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内とすることにもつながる。

個人対策、地域対策、職場対策及び予防接種など複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する場合や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性※・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を決定する。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場対策を実施することで、人と人との接触をできるだけ減らし、感染が拡大しないようにする。

4 予防接種

(1) 予防接種の目的

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内にするよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者※」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位及びその他の関連事項を決定するとされている。

(2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策に関わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

(ア) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を市が行う。

この場合の接種費用は、自己負担となるが、経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対しては、接種費用の減免措置を行う。

接種費用については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

事前に下記のような基本的な考え方で整理されるが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国において決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することが基本とされる。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いて考えるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し（特措法第46条第2項）、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方など踏まえ国において判断される。

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑にできるよう接種体制の構築を図る。

(ウ) 留意点

- ① 危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施方法については、発生した新型インフルエンザ等の病原性※などに応じて政府対策本部において総合的に判断し決定される。
- ② 接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市が給付する。

5 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的、急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重

大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、重要である。

また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者や病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

(2) 医療体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合、県は、二次医療圏を圏域単位として、「地域連絡会議」等を設置し、関係者と連携を図りながら、医療体制の整備を進めていく。市は、釜石保健所、釜石医師会等と連携し医療体制の整備に協力する。

県において「帰国者・接触者外来※」、「帰国者・接触者相談センター※」を設置した場合は、市も、その周知を図る等の協力を行う。

また、新型インフルエンザ等発生時には、患者数の増加が予想されるため、対象者の振り分けを行い、在宅療養を含めた医療体制の整備をしていくことも重要である。

そのため、医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が重要であり、釜石市医師会等関係機関とのネットワークの構築に努める。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民生活及び市民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、市は、県、医療機関及び関係機関等と連携を図り事前の準備を行う。

(2) 要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立し、生活を維持することが困難になることが予測される。

このため、日頃から関係部局をはじめ、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携した支援を必要とする要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報を最大限に活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討する。

さらに、保育所等の社会福祉施設の使用制限については、特に支援が必要な利用者のために、状況によっては、柔軟な対応ができるよう発生前から関係機関等と連携し仕組みづくりを検討する。

II - 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、

各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用するが、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

地域での発生段階は、国と協議の上、県が判断することとされている。

市においては、市行動計画で定められた対策を国や県が定める段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性がある。

また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜ 発生段階 ＞

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は、段階の移行時期と必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期

目的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国や岩手県との連携の下、情報収集に努める。

1 実施体制

(1) 行動計画等の作成

市は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び各部局における事業継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(2) 体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策本部を新型インフルエンザ等の発生時には速やかに設置できるよう、そして未発生期からの対策を推進するために、関係課等の長で構成する釜石市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催する。

(3) 岩手県との連携強化

市は、県をはじめ関係機関・団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認を行う。

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

市は、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、市民に提供する。

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(2) 体制整備等

市は、円滑な情報収集及び情報提供を行う体制整備等のため、事前準備として次のことを行う。

- ① 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して継続的に提供ができるよう情報共有責任者を明確にする等の体制を構築し、各種媒体を活用した情報共有手段を検討する。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県からの要請に応じて、コールセンター（電話相談）等の体制を強化できるよう検討を進める。

3 まん延防止

(1) 個人等における対策の普及

市は、学校や事業者等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター※と連携し、感染を広げないように、マスクの着用や咳エチケットなど基本的な感染対策を講ずるよう啓発する。

4 予防接種

(1) 登録事業者の登録

- ① 市は、国が実施する登録事業者※の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ② 市は、特定接種の対象となる市職員等を把握する。

(2) 接種体制の構築

新型インフルエンザ等が発生した場合、予防接種は原則として集団接種とする。

【特定接種】

市は、市職員等について、速やかに特定接種できるよう接種体制を構築する。

【住民接種】

- ① 市は、国及び県の協力を得て、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種できるよう体制の構築を図る。
- ② 市は、速やかに接種できるよう釜石医師会等の協力を得て、接種に関わる医療従事者等の体制、接種場所、接種時期の周知など、具体的な実施に向け準備を進める。
- ③ 円滑に接種するため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市外における接種に対応するため、市は、各自治体相互で迅速かつ簡略に実施できる広域の体制整備に努める。

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

市は、県及び釜石保健所と連携を図りながら、釜石医師会及び関係機関等と連携し、地域の実情に応じた医療体制の整備を検討する。

(2) 研修等

市は、県、釜石保健所及び釜石医師会等と連携し、県内発生を想定した研修や訓練に協力する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 食料品、生活必需品の備蓄等

市は、県と連携し、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかける。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、釜石市社会福祉協議会、民生児童委員協議会、町内会等及びその他関係機関等と連携し、高齢者、障がい者等の要援護者の状況把握に努め、要援護者台帳の活用についても検討する。

また、県と連携し、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、医療機関への搬送及び死亡時の対応等について、その具体的支援体制の整備を進める。

(3) 火葬能力等の把握

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に努める。

(4) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、个人防护具※、その他の物資及び資材の備蓄等を行う。

海外発生期

目的

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

1 実施体制

(1) 市の体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、市新型インフルエンザ等対策連絡会議等を通して、情報収集や協議を行い、市対策本部設置に向けた準備等を進める。
- ② 世界保健機関（WHO）が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症※の発生を公表し、政府及び県が対策本部を設置する場合には、市は、国及び県が決定する「基本的対処方針」に従い、国内発生時に備え、対策を総合的に推進するために必要な準備を具体的に検討する。

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等の関係機関を通じて必要な情報を収集し、必要に応じて市民に提供する。

- ① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、各種媒体等を活用し情報提供を行い注意喚起を促す。
- ② 市は、市対策本部における広報担当を中心としたチームを設置し、情報を集約し一元的な発信を行う。

市は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう市対策本部が調整する。

(2) 情報共有

市は、国、県及び関係機関等と情報共有を図る。

(3) コールセンター（電話相談）等体制の構築

市は、県と連携し、必要なときには、コールセンター（電話相談）等による相談体制を整備する。

3 まん延防止

市内でのまん延防止対策の準備

市は、未発生期の対策を踏まえ、引き続き、国及び県から提供される情報を有効に活用し、まん延防止対策を進める。

4 予防接種

(1) 接種体制

【特定接種】

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国や県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【住民接種】

- ① 市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 市は、国や県の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、適切な公共的施設等での集団接種等を行うための接種体制を構築する。

5 医療

医療体制の整備

市は、新型インフルエンザ等患者の発生に備え、関係機関と共に県に協力し、市内の医療体制の整備に努める。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、未発生期の対策を引き続き実施するとともに、地域における見守り活動を継続して実施し、国内発生に備えた準備を行う。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保する。

国内発生早期

目的

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

1 実施体制

市の体制強化等

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、全庁的な対応体制の強化に努める。

また、国及び県から情報を収集し、市対策本部の設置について検討する。

【緊急事態宣言の際の措置】

市対策本部の設置

市は、国が緊急事態宣言を出した場合には、速やかに市対策本部を設置する。

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び県等の関係機関を通じて必要な情報を収集し、必要に応じて市民に提供する。

- ① 市は、市民に対して各種媒体等を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を情報提供する。
- ② 市は、特に、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰も感染する可能性があることを強調して伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われる場合等の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校や保育施設等での感染対策について、適切に情報を提供する。

- ③ 市は、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて県等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して、市民の不安等に応じるため、次の情報提供に反映する。
- ④ 市民への周知に当たっては、町内会等の長、民生・児童委員等を通じて広報物を配付すること等、できる限りきめ細かな対応を検討する。

(2) 情報共有

市は、国、県及び関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握に努める。

(3) コールセンター（電話相談）等の体制充実・強化

市は、コールセンター（電話相談）等の体制を整備し、市民からの問い合わせに応じる。

3 まん延防止

市内でのまん延防止対策

市は、国及び県と連携して、県等からの市民、事業者等に対しての要請状況を確認し、引き続き、市民等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策に努めるよう周知する。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

まん延防止対策等

市は、県による不要不急の外出自粛要請及び施設の使用制限等の要請等があった場合は、市民への周知を行う。

4 予防接種

住民接種

- ① 国において、海外発生期の対策を踏まえて、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を基に、接種順位が決定される。
市は、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに接種を開始する。
- ② 市は、接種に当たり、国、県、釜石医師会と連携して、適切な公共施設等を活用し集団接種等を行う。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

臨時の予防接種

市は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。

5 医療

医療体制の整備

- ① 市は、国や県、釜石医師会等と連携のもと、国や県から提供される情報について、迅速に医療機関等へ提供する。
- ② 市は、県と協力して、患者が増加してきた段階において、国からの要請に基づく、帰国者・接触者外来※を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行について周知広報を行う。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

要援護者への支援

市は、引き続き、地域における見守り活動等を実施し、要援護者への支援を行う。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 市民相談窓口の設置

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

国内感染期

目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

1 実施体制

(1) 市の体制強化等

市は、国や県の基本的対処方針の変更を受けて、市対策本部において基本的対処方針を変更し、全庁的な対応体制を決定する。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策のほか、必要に応じて以下の対策を行う。

(1) 市対策本部の設置

市は、国において、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

(2) 他の地方公共団体による代行や応援等

市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行や応援等の措置を活用する。

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国及び県等の関係機関を通じて必要な情報を収集する。

- ① 市は、引き続き、市民に対して、利用可能な媒体を活用し、国内及び県内の発生状況と具体的な対策等を情報提供する。
- ② 市は、引き続き、特に個人がとるべき行動を理解しやすいように流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策に関する情報を提供する。
- ③ 市は、引き続き、町内会等の長、民生・児童委員等を通じて、要援護者等に対しても確実に情報が行き渡るよう、きめ細かい情報提供に努める。

(2) コールセンター（電話相談）等の継続

市は、状況の変化に応じて、コールセンター（電話相談）等の体制を継続する。

3 まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

市は、国及び県と連携して、国内発生早期の対策を引き続き実施する。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言が出されている場合、必要に応じて、次の対策を行う。

(1) 外出自粛の要請に係る周知

県が、市との平時からの調整を踏まえて、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づく住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

(2) 施設の使用制限等の要請等に係る周知

県が、市との平時からの調整を踏まえて、特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請等を行う場合には、市は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

4 予防接種

予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言が出されている場合、上記の対策のほか、必要に応じ、次の対策を行う。

臨時の予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5 医療

患者への対応等

市は、県と協力し、引き続き、国内発生早期の対策を実施する。

また、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

市は、緊急事態宣言が出されている場合には、上記の対策のほか、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に対し必要な協力を行う。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への支援

市は、引き続き、地域における見守り活動等を強化し、要援護者への支援を行う。

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言が出されている場合には、上記の対策のほか、必要に応じて、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実に努める。

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(3) 要援護者への生活支援

① 市は、地域包括支援センター、民生・児童委員、社会福祉協議会、町内会等に対して、「要援護者名簿」を活用した平時からの地域における見守り活動等の取り組みの中で、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援のニーズを把握するよう努め、市及び医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。

② 市は、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、関係機関と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。

③ 市は、特措法第45条第2項に基づく、学校、保育所等の使用制限の要請等が実施された場合、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、岩手県との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所することを検討する。

④ 市は、特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。

(4) 埋葬・火葬の特例等

① 市は、国及び県からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。

② 市は、国及び県からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。

③ 市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

小康期

目的

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

1 実施体制

市の体制等

国は、緊急事態措置の必要がなくなったときは、解除宣言を行うこととしている。

- ① 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ見直しを行う。
- ② 市は、政府対策本部、県対策本部が廃止された時は、速やかに市対策本部を廃止する。

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(2) 情報共有

市は、国、県及び関係機関等との情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(3) コールセンター（電話相談）等の体制の縮小

市は、県の状況を見ながら、通常の電話相談体制に移行する。

3 まん延防止

市内でのまん延防止対策

市は、流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める

4 予防接種

予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言が出されている場合の措置】

市は、緊急事態宣言が出されている場合、上記の対策のほか、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5 医療

医療体制

市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に移行する。

【緊急事態宣言が出されている場合の措置】

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

市民への呼びかけ

市は、流行の第二波のことを念頭におき、個人レベルでの感染予防対策に努める。

【緊急事態宣言が出されている場合の措置】

市は、国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【参考資料－1】

釜石市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月15日

釜石市条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、釜石市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 釜石市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、市長をもって充て、釜石市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長(第4項において「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、岩手県の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行の日から施行する。

【参考資料－２】

【用語 解説】

※ アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来で、岩手県が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談窓口のことをいう。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤で、ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合をいう。

○登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている事業者をいう。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行、特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現をいう。